

〔講演録〕

冤罪はなぜ発生するのか

—制度と運用の両面から問題の本質に迫る—

木 谷 明

- I はじめに
- II 制度面の問題
 - 1 証拠開示問題の歴史と現状
 - 2 人質司法
- III 運用面の問題
 - 1 松川事件
 - 2 二俣事件
 - 3 平野母子殺害事件
- IV おわりに・・・冤罪撲滅に必要な方策
- V 質疑応答
- VI 法曹を目指す学生へのメッセージ

I はじめに¹⁾

皆さんこんばんは。今日は皆さんとこの会場でお会いできるのを楽しみにしていたのですが、講演会直前に、突然腰椎圧迫骨折というとんでもない重傷を負ってしまい残念ながら会場に足を運べなくなりました。しかし私の講演をドタキャンしてしまっただけでは申し訳ありません。幸い声は出せるので、事前に収録してもらった音声で皆さんとお話をしようと思います。

今日のもう一人の講師郷原先生と私は冤罪の恐ろしさに対する感じ方は共通しています。ただ、先日東京高裁がした袴田事件の逆転決定の見方については見解を異にしているようですが、今日はこの事件に関する見方はひとまずおいて冤罪の恐ろしさを皆さんに実感してもらおうと思います。袴田事件の逆転決定に対する私の考え方は雑誌『世界』8月号(2018年)に掲載されている論文をまだお読みになってない方はぜひお読みください。それでは本論に入っていきます。

世の中には恐ろしいことがたくさんありますが、ある意味で冤罪ほど恐ろしいものはないと言うべきだと思います。全く身に覚えのない犯罪の嫌疑を受けである日突然警察官から取り調べを受ける。そしていくら弁明しても聞き入れてもらえない。自白調書への署名を求められる。警察官はダメでも検察官なら弁解を聞いてもらえるとあって期待しても、検察官も警察官と同様、場合によっては警察官より厳しく自白を求めてきます。しかしそういう場合でも、被疑者はいくらなんでも裁判になれば公明正大な裁判官がすべて真相を見抜いてくれるはずだと期待します。しかしあに凶らんや裁判官は大抵の場合警察官・検察官の言い分を頭から信用して被告人の言い分に耳を傾けてくれないんです。そのためにあれよあれよという間に有罪判決が確定してしまっただけで、全く身に覚えのない罪で何十年も獄窓にあえぐことになる。場合によっては死刑判決によって命を失うことにもなってしまいます。皆さんはそのような立場に置かれた被告人の

¹⁾ 本稿は、2018年7月15日、早稲田大学大学院法務研究科において、元裁判官である木谷明弁護士に、冤罪が発生するプロセスについてお話頂いた内容に加筆修正したものである。本講演においては、当研究科1年生から3年生の多くの参加を得て、講演後の質疑応答も活発に行われ、大変有意義な開催となった。

気持ちを理解できますか。今日はそういう悲劇がなぜ生まれるのかそのメカニズムを制度と運用の両面から解明していきたいと思います。

II 制度面の問題

1 証拠開示問題の歴史と現状

まず制度面の問題です。最初に制度面では当面、証拠開示の問題と密室取り調べの問題に触れます。証拠開示の問題の歴史と現状について最初に述べます。現在の刑事訴訟法は第二次大戦前に使われていた旧刑事訴訟法と異なって当事者主義を採用しました。どういうことかという旧法が採用していた職権主義の下では被告人は審理、取調べの対象に過ぎないとされていました。裁判所には検察官が捜査段階で集めた証拠書類が一括して提出されます。そして裁判所はその中から真相を発見するとされていたのです。これに対し新法の下では被告人は検察官と対峙する訴訟の一方の当事者とされ、法律専門家である弁護人の助力を受けながら検察官の主張を争い自分に有利な証拠を提出する。そして公平な裁判所が双方の主張立証に耳を傾けながら提示された証拠の中から真相を発見するということがされたのです。そのため捜査段階で作成された証拠書類は伝聞証拠として原則として証拠能力が否定されます。自白も任意性に疑いがない場合でない限りは証拠とならないとされたのです。このことは旧法と異なる画期的なことでした。これによって被告人の人権保障は格段に手厚くなったはずでした。しかし他方、新法には決定的な欠陥がありました。その最大のものが証拠開示に関する規定を全くもっていなかったことです。証拠開示とは何かですが、それは訴訟当事者が自分の持っている証拠を相手方に見せる、つまり開示することです。弁護人についてももちろん問題になりますが、ここでは検察官手持ち証拠の開示を問題にします。

奇妙に思うかもしれませんがこの問題は旧刑事訴訟法時代には大きな問題になっていなかったのです。それはなぜでしょうか。旧法で採用されていた職権主義の下では、訴訟進行について全て裁判所は采配するという前提で、検査官は捜査段階で収集した証拠を全て裁判所に提出することとされていました。その結果弁護人は起訴後裁判所でそれらの証拠を全て閲覧することができたのです。

捜査段階で集めた証拠が全部裁判所に提出されますから、弁護人は当然それを閲覧できたということです。つまり、旧法下では少なくとも建前上は、証拠は全面開示されることになっていたのです。もっとも、この点について最近の研究では、旧法下でも検察官は必ずしも全ての証拠を裁判所に提出していなかったようだとされていますが、少なくとも法制度としては全面証拠開示が保障されていたわけです。ですから弁護人は、裁判所に提出された全証拠を閲覧して、その中から被告人に有利な証拠を見つけ出すことができることになっていました。

ところが、人権保障を強化して当事者主義を採用した新刑訴法の下では、検察官は起訴事実を有罪とするための証拠を提出すれば良いとされていて、それ以外の手持ちの証拠を裁判所に提出することは求められていません。もちろんそれを弁護人に開示する義務も規定されていないのです。つまり証拠開示に関する規定が何一つなかったのです。あるのは、「検察官は取り調べを請求した証拠を被告人に閲覧させなければならない」とする刑訴法 299 条だけでした。そのため検察官は自分の立証に役立つ証拠だけを証拠として申請し、これを検察官はベストエビデンスというのですが、そういうベストエビデンスだけを申請して検察官に不利な証拠、逆に言うと被告人に利益な証拠は手元に残して一切開示しないということが可能になりました。もっとも、新法施行当初においては、旧法当時のやり方に慣れていた検察官が、弁護人から開示の申し立てがあると、手持ち証拠を検察庁で全面的に閲覧させていた様です。当初はこれが慣行となっていたと言われています。

しかし昭和 20 年代末、いわゆるメーデー騒乱事件²⁾などのいわゆる「荒れる法廷」が出現しますと検察官はこのような慣行を改めて、法の規定通り厳格な運用をするようになりました。その結果、被告人・弁護人は検察官が申請して開示した、被告人に不利な証拠だけを見て弁護しなければならなくなったのです。検察官にとってのベストエビデンスが被告人にとってはワーストエビデンスですから、それを見ただけで、弁護人が被告人の無実を立証することは容易ではありません。この点について、検察官からその当時言われた理屈は次のようなものでした。つまり、「当事者主義なのだから双方が自分に利益な証拠を収集して裁判所に提出するのは当然だ。その上で第三者である裁判所がこれを公平に評価す

²⁾ 昭和 27 年 5 月 1 日に東京の皇居外苑で発生した、デモ隊と警察部隊とが衝突した騒乱事件。

ればいいじゃないか。手持ち証拠を開示すると被告人側によって容易に証拠隠滅されて、真犯人が処罰を免れてしまうじゃないか」というものでした。

しかし、現実の問題として捜査側は証拠収集について強大な法的権限が与えられています。被疑者を取り調べ、被疑者の自宅などを搜索して証拠物を差し押さえることができます。一方の当事者である被疑者の身柄を拘束することもできるわけですね。もちろん裁判所の許可を得てですけど。そういう強制権限が与えられています。他方被告人に与えられた権限は何でしょうか。これはまことに貧弱なものです。たしかに、被疑者・被告人には黙秘権があります。また、弁護人選任権もあります。しかし、弁護人との接見交通権は判例によって少しずつ拡大されつつありますが、まだ大きな制約のもとにあります。法律や判例によって持たされた武器がこれほど違うのに、検察官と被告人・弁護人がこれで対等に戦えるはずがないではないですか。新法が証拠開示について何らの規定を置かなかったのは制度上最大の欠陥であったと言わなければなりません。私はこの双方の武器の違いを「大砲と空気銃の勝負」だと言っているのです。

制度がどうであれその欠陥を運用面でカバーできればまだ良いのですが、この点については運用面での是正が遅々として進みませんでした。もっとも、一部に慧眼の裁判官がいて昭和30年代初頭にいち早く訴訟指揮権の行使として証拠の全面開示を命じたことがあります。しかしこの決定に対しては検察官が直ちに特別抗告を申し立て、昭和34年最高裁の判例³⁾によって取り消されてしまいました。最高裁判所が原決定を取り消した理由は、「裁判所がそのようなことを検察官に命じることができるとする刑訴法上の規定はない」ということだけです。これは驚くべき形式論でした。裁判所には訴訟を適切に進行させるための訴訟指揮権があります。原決定はまさにその訴訟指揮権を根拠にして開示を命令したと思われませんが、最高裁判所はその点に一顧も与えなかったのです。この決定は後に説明する松川事件大法廷判決の直後のものであっただけに、残念としか言いようがありません。

この判例が出ると、証拠開示に関する検察官の態度はますます頑なで冷淡なものになりました。先にも述べた通り、検察官は当事者主義を盾にとって証拠開示には一切応じなくなり、裁判所も触らぬ神に祟りなしという態度を決め込む

³⁾ 最判昭和34年12月26日刑集13巻13号3372頁。証拠書類等閲覧に関する異議棄却決定に対する特別抗告申立事件。

ことが多くなりました。要するに、弁護人が裁判所に証拠開示の勧告を求めても、裁判所は「当事者間で解決してください」というばかりで仲介の労を取ろうとさえしなくなったのです。しかしそれでは訴訟が一向に進みません。複雑な事件では、弁護人と検察官との間の「証拠を開示しろ」「いや開示しない」というやり取りだけで半年や一年がすぐ経過してしまいます。かくして、長期係属事件が続出しました。そしてそれを懸念した最高裁判所事務総局は、訴訟遅延解消策の一環として訴訟指揮権に基づく個別的な証拠開示ということを提唱するようになりました。要するに、「昭和34年判例で否定されたのは、全面的な事前一括証拠開示だけだから、訴訟の状況に応じて裁判所が個別的に証拠開示を命ずることまでは否定されていないはずだ」という理屈です。この見解に賛同した裁判所が個別的に証拠開示を命じる決定を出し、それに対し、また検察官が特別抗告しました。その結果、昭和44年の判例⁴⁾が出されました。この判例は訴訟指揮権に基づく個別の証拠開示を認めるものでしたが、この判例が定立した個別開示の要件は、大変厳格なものでした。しかもこのときは、2件同時に最高裁判所で判断されたのですが、うち1件は原決定を取り消すというものでした。こういうこともあって、昭和44年判例は、閉塞状況に陥っていた実務における証拠開示問題を解決する上で、ほとんどインパクトがなかったと私は考えています。

証拠開示問題が大きく進展したのは、裁判員制度の採用を睨んだ2007年の刑訴法改正によってでした。随分時間が経過していますよね。裁判員制度は刑事裁判に国民の意思を反映させることを目的としたものですが、一般国民を参加させた場合にこれまでのように証拠開示問題で公判を延々と伸ばすことは許されません。そこでこの改正では、裁判員を交えた裁判体による公判が始まる前に、裁判官と両当事者だけで公判前整理手続を行うことになりました。そこで争点を整理し、公判ではその争点を中心にした集中証拠調べをすることにしました。そして争点を整理するには検察官の手持ち証拠をある程度開示させざるを得ません。そういう観点から出来上がったのが現在の刑訴法316条の13以下の証拠開示手続きです。これによると、検察官は取り調べを請求する証拠だけでなく、その証拠の証拠価値を判断する上で必要と思われる一定範囲の証拠（類型証拠）、さらには争点関連証拠まで開示する義務を負担することになりました。そして

⁴⁾ 最判昭和44年4月25日刑集23巻4号248頁および最判昭和44年4月25日刑集23巻4号275頁。

現在では、この証拠開示制度を当然の前提として裁判員裁判が運営されていますが、それによって真犯人が証拠隠滅によって処罰を免れたという話は聞こえてきません。何のことはないんです。検察官から従前言われていた開示拒否の理由のうち、開示すれば証拠隠滅によって多くの真犯人が処罰を免れてしまうという点は、タメにする議論であったということが明らかになってきています。このように証拠開示制度は裁判員制度の発足に伴いある程度改善されましたが、まだまだ道のりは遠いと言わなければなりません。

2 人質司法

次が人質司法の問題です。密室取り調べと、取り調べの可視化の問題ですね。刑事訴訟法は被疑者の身柄拘束期間を逮捕段階で3日間、勾留段階で10日間。延長すればさらに10日間、合計最大23日も認めています。そして身柄の拘束はしなくても、つまり夜は家に返すんですけども、身柄拘束した場合と同じやり方で「任意の取り調べ」と称して何日でも延々と被疑者を取調べることが可能です。この任意の取り調べというものが、ある意味では身柄拘束中の取り調べよりも却って厳しいんですね。なぜかと言うと、身柄拘束されると一応23日という期限があります。被疑者にも、その間頑張ればよいという目安があります。ところが任意の取り調べの場合はですね、いつまで続くか見当が付きません。何ヶ月も続くことがあるんですね。そうしますと、これは被疑者にとって大変なことです。仕事は全然できません。警察官・検察官はその間被疑者を密室内で朝から晩まで長時間取り調べることができます。その上、身柄拘束された場合は、被疑者の接見交通権も大幅に制限されます。接見禁止決定があると家族との接見すらできなくなります。比較的最近まで、弁護士との接見さえ、検察官による接見指定権の行使によって大幅に制限されることになっていました。

取り調べは密室内で行われますから、被告人はいくら厳しい取り調べを受けてもその事実を公判廷で客観的に実証する方法がありません。周りにいるのは取調官ばかりで弁護人の立会いは認められていないからです。そのため被疑者として厳しい取調べを受けた被告人が自白の任意性を争っても、任意性に疑いがあると認められることはめったにありませんでした。被告人が公判廷で厳しい取り調べを受けたと訴えても、聞く耳を持たない裁判官が圧倒的に多いからです。裁判官の考え方については後から説明します。捜査官はそのことを前提と

して、被疑者に対して「否認しているといつまでたっても勾留が続くぞ、保釈も許されないぞ」と言って自白を迫ります。これを称して人質司法と言っています。誰の命名か知りませんがなかなか言い得て妙であると思います。いわゆる郵便不正事件という事件を皆さんご存知ですか。郵便不正の指示をしたとして、厚労省の当時課長であった村木厚子さん。この方は、無罪判決の後で事務次官になるんですけども、村木厚子さんが起訴された事件で、主任検事だった前田検事がフロッピーディスクに細工をしたということがあったんです。村木さんに対する判決後ですが、そのことが発覚して、前田検事はもちろん、前田検事をかばったということで大阪地検特捜部長と同副部長が起訴されました。特捜部長であった大坪弘道検事は著書『勾留百二十日』⁵⁾という本の中で次のように述べています。「否認する被疑者の保釈を阻み、長く拘置所に閉じ込めておくことは検察の常套手段である。これを人質司法という。否認を続けると保釈が容易に認められず長く勾留されてしまうのではという被疑者の不安恐怖心理を利用し自供を迫る、これは検察官の大きな武器である。」この人は、自分がこの人質司法で長期間勾留されたんですけど、そういう自分がやってきたことをやられて弱音を吐くわけにいかないと言って頑張ったんですが、結局有罪判決を受けました

他方、現実の裁判では、取調べで酷いことを言われたという被告人の見解は容易に採用されません。この点について、さっき説明を後回しにした裁判所の理屈を説明します。裁判所はこういうんです。「被告人は罪を免れようと思って嘘をつく可能性がある。被告人は公判廷で宣誓もしていない。これに対して警察官・検察官は、正義のために仕事をしているのだから嘘をつく動機がない。証言にあたって宣誓もしている。彼らが偽証罪の制裁があることを承知で、ことさらに虚偽証言をするはずがないじゃないか。だから被告人の言い分と取調官の言い分が食い違う場合、基本的に取調官の証言の方が正しいはずだ」と言うのです。これはおかしいですね。こういう理屈で裁判されては、被告人は絶対に助かりません。どこまで行っても被告人はこれでは救われません。

この理屈のおかしいことを次に説明します。警察官や検察官も、思うように捜査が進まない場合、無理な取調べをしたいと考えるのは一人の人間として考えれば当然あり得ることです。そして宣誓は偽証を防止する上で全然効果があり

⁵⁾ 大坪弘道「勾留百二十日 特捜部長はなぜ逮捕されたか」(文藝春秋, 2011年)

ません。なぜなら公判廷での証言が捜査当局にとって都合のよいものである限り、検察官がそれを偽証罪で起訴することはありえないからです。逆にその証言が捜査当局にとって不都合なものであれば、たとえそれが真実を述べるものであっても、検察官はその証言をした捜査官を偽証罪で起訴することになるからです。

そこで、こういう取り調べの弊害を解消しようとしているいろんなことが提唱されました。一つ目は弁護人の立会権の保障。二つ目が取り調べの可視化の問題です。比較的早い段階から提唱されていたのは一つ目の弁護人立会権ですが、これは捜査当局に猛烈に反対されて、制度改正の検討対象にもなりません。こんなことをされたら被疑者が本当のことを言わなくなる。これが最大の理由です。二つ目の取り調べの可視化の問題についても、取調べ当局は強く反対していましたが、取調室にビデオカメラを設置することは世界的な傾向になっていることなどから、当局も最終的には妥協して一部の事件に関する取り調べの一部可視化が合意されました。これによって2016年に現在の裁判員裁判対象事件と検察官独自捜査事件に関する取り調べの可視化法が成立したのです。2019年から正式に施行されますが、施行に先立ち現在すでに裁判員裁判事件などで可視化の方策が施行されています。これによって取り調べの密室性には小さな風穴があいたわけですが、その代償は小さくはありませんでした。

いくつかの問題がありますが、立法段階で十分意識されていなかった問題として、映像によるバイアスの問題があります。従前取調官の証言で立証しようとしていた取調べ状況が、映像によって完全に実証されるのですから、取調べ状況がより客観的に明らかにされそうに思います。しかし捜査官はまことにしたたかです。映像は被疑者の顔を正面から撮すうつし方、これを **Subject Focus** と言います。SF方式です。そのような映像は見るものに対し、いかにも被疑者が真実の自白をしているかのようなバイアスを与えてしまうと言われていています。もちろん取調官が暴行脅迫などを用いた場合にはそのような違法な取り調べが映像として残るわけですから、そういうような違法取り調べの場合は違法が明らかになります。そうではなく巧妙に被疑者から事実と反する自白を引き出したような場合、SF方式では、被疑者がいかにも真実を述べているようなバイアスを生じやすいことが心理学的に明らかにされています。そのため諸外国ではこのことを考慮して被疑者と取調官を平等に撮すEF方式、**Equal Focus** ですね。な

いし取調官に焦点をあてる DF 方式, **Detective Focus** といいます。これを採用するところが多くなっています。我が国の可視化は諸外国と比べこの点で大きな欠陥を抱えているのです。日弁連は法務当局に対して現在の SF 方式を DF 方式か少なくとも EF 方式に改めるべきだという申し出をしていますが、それが聴き入れられる可能性は大きくありません。

さらに大きな問題は、取り調べの際撮影されたビデオ映像を、自白の任意性の立証だけでなく信用性を立証するための証拠、さらに言えば映像そのものを実質証拠として使って良いはずだという議論が出てきて、現在実務ではそのような運用が始まってしまっていることです。現在東京高裁で審理中の今市事件は、裁判員裁判事件ですが、この事件では被告人と犯行を結びつける直接証拠は自白しかなく、あとは間接証拠だけだったのです。そして、裁判員は、間接証拠だけでは被告人の犯人性を認定するのに足りないと考えたようです。しかし法廷で上映された取り調べの際のビデオ映像には、被告人がもっともらしく犯行の状況を自白する場面が出てきます。裁判員は判決後の記者会見で、他の証拠では被告人が犯人であるかどうか疑問を持っていたがビデオ映像を見て犯人であると確信したという趣旨の発言をしています。この事件ではビデオ映像が実質証拠として決定的な役割を果たしたことが明らかです。

しかしこれでは、取り調べの可視化と言いながら供述ないし供述態度の可視化であって、可視化の一番悪いところが出てしまったことになります。被告人は自白する前、別件勾留を利用して長期間本件の取り調べを受けていて、自白当時精神的に追い詰められていたのですが、映像だけを見るとあたかも被告人がもっともらしい顔をして自白をしているように見えるのです。それは先に述べた映像のバイアスから大変危険な自白であるのですが、裁判員はそんなことにお構いなくビデオ映像から心証を取ってしまったのです。現在進行中の控訴審、これはまもなく判決になります。控訴審の結論がどうなるかは予断を許しません。少なくとも自白内容がそのまま信用できるとした一審判決の判断は見直されることになりそうです⁶⁾。

⁶⁾ 本講演後、東京高判平成 30 年 8 月 3 日判タ 1456 号 75 頁が言い渡された。本判決により裁判員裁判によって行われた第一審判決は、自白の信用性の判断等を誤ったものとして破棄されたが、控訴審において追加された予備的訴因について判断し、あらためて、被告人に無期懲役が言い渡された。

そして何と言ってもわが国では身柄拘束時間が長いんです。23 日間、場合によると、任意取り調べや別件逮捕の期間を含め何十日、何ヶ月も、朝早くから夜遅くまで、「お前やっただろ。お前の言うことなんか信用できない。いい加減に白状しろ」と多くの取調官から次々に責められて連日十何時間も取り調べを受けた場合に、虚偽自白に落ちない人は滅多にいません。ごくたまに否認を貫く人もいますが、これは特別に神経がタフな人で普通の人には容易に虚偽自白に落ちると理解するべきです。私などはおそらく一日も持たないだろうと思います。取調べの問題を解決するためには、取り調べ期間をもっと短縮した上で弁護人の立会権を保障する以外にはないように思います。

Ⅲ 運用面の問題

1 松川事件

それでは次に運用面の問題に入ります。こういう大変不完全な法制度の下では、冤罪が発生することは不可避です。以下、新法施行後の著名冤罪事件が制度の欠陥と密接に結びついていることを説明します。最初が松川事件ですね。第二次大戦後の重大冤罪事件の代表格としてあげられるものの一つ。これが松川事件です。これは最高裁段階で犯人とされる人のアリバイを証明する決定的な証拠、諏訪メモというんですが、これが提出されて逆転無罪に結びついた事件として大変有名な事件です。刑事訴訟法を学ぶ人であれば知らない人はいないと思いますが、順序として事件の概要を説明します。

事件は昭和 24 年 8 月に福島県の松川駅近くで発生した鉄道爆破事件です。列車が転覆して運転手など 3 人が死亡しました。現地の線路ではボルトやナットが緩められ、継目板が外されていたのです。捜査当局はこれを労働組合の仕業と見立てました。当時東芝松川工場と国鉄（今の JR）労働組合では、大量の解雇クビキリの反対闘争が行われていたので、列車転覆はその一環であるの見立てたのです。そして下部組合員を別件逮捕して厳しく取り調べ、自供を得ます。そして芋づる式に多くの組合員を逮捕しました。結局起訴された人数は 20 人になります。彼らは冤罪を主張して戦いますが、捜査段階でされた一部組合員の自白が重くのしかかって一審では 20 人全員有罪、うち 5 人死刑です。二審では 3 人が

無罪とされたんですが 17 人有罪（うち死刑が 4 人）とされました。被告人等は上告します。そして最高裁が審理している最中に、マスコミのリークで被告人等のアリバイを証明する決定的な証拠が存在することが明らかにされます。つまり、東芝側と国鉄側が本件犯行の連絡謀議を遂げたとされたまさにその日、その時刻に、犯行の中心人物とされた被告人が使用者側との団体交渉に出席して発言していることが使用者側の諏訪氏がつけていたメモに記載されているということです。もしそれが事実だとすると、東芝側と国鉄側が連絡謀議を遂げたとする検察官のストーリーは崩壊してしまいます。検察官はこのメモを入手していたのですが、これを無視して上のようなストーリーで起訴していたのです。そして、検察官はこういうメモのあることをおくびにも出さないで首謀者に死刑の求刑をした結果、先に述べたような死刑判決が出されたのです。

ところが事件が最高裁に係属している最中この事実がマスコミに漏れて報道され、その結果、最高裁は検察官にそのメモを法廷に出すように命令しました。それが最大の原因となって死刑を含む有罪判決が破棄され、高裁に差し戻されたのです。差し戻審では、詳細な事実を取り調べた後、珠玉の真実を発見したとして全員に対し完全無罪判決。これに対して検察はまた上告しましたが、結局上告を棄却となり全員無罪の判決が確定しました。証拠開示に関する規定が何もない刑事訴訟法の下ではこのようなひどい証拠隠しが可能になってしまうのです。

2 二俣事件

次は二俣事件です。この事件についてはあまりご存知ない方が多いかもしれません。ところが、この事件はある意味では松川事件よりもはるかに恐ろしい事件であると言えます。なぜなら松川事件では物証の隠匿の限度にとどまるんですが、二俣事件では、警察に不利益な証言をした警察官を偽証罪で逮捕・勾留して、挙句の果ては妄想性痴呆症という病名をつけて社会から抹殺してしまった、そういう事件だからです。

事件は昭和 25 年 1 月に発生しました。静岡県二俣町で親子四人が惨殺され、1000 円が強取されるという強盗殺人事件です。捜査の結果少年 S さんが、当初は別件の窃盗で逮捕されたのです。S さんは、窃盗自体はすぐに自白したのですが本件については否認しました。しかし本件について厳しい取り調べを受けた結果本件を自白し、強盗殺人罪で起訴されてしまいました。問題は S さんと犯

行を結びつける証拠は何もなくあるのは自白だけだったということです。この自白は外部に音の漏れない土蔵の中での取調べによって得られたものです。昔はこういうことがよくあったんです。柔道の練習場にもなっていた土蔵の中で長時間取調べが行われたのですが、Sさんは公判廷で、そこで殴る蹴る、髪の毛を引っ張る、引きずり回すなどの拷問をされたと、生々しく供述しています。そして、本件について捜査の途中まで関与していた現職の警察官 Yさんが良心の痛みに耐えかねて、新聞紙上で拷問の告発をした上弁護側の証人として証言するという衝撃的な展開となりました。

しかし、この事態に対しても警察と検察は全然慌てません。Yさんに続いて証言台に立った二俣警察署長は、「Yは日頃の勤務がでたらめで性格は変質的、今回の捜査でも命じられた捜査に従わず勝手な行動が多かったため途中で係を変えた」と証言しました。先ほど述べたような裁判所の思考過程からすると、これでもう勝負は決まってしまう。裁判所は署長の証言を信用して自白の任意性・信用性を認め、Sさんに死刑を言い渡しました。その一方で、Yさんは即日偽証罪で逮捕勾留された上、鑑定留置されました。そして、名古屋大学医学部教授の精神鑑定の結果妄想性痴呆症という恐ろしい病名をつけられて、偽証罪は不起訴となりましたが、免職となって警察官の職を失ったばかりか運転免許証も剥奪されて生活の手段を失ってしまいました。この死刑判決は、その後自白の信用性に疑いを持った最高裁によって破棄されて最終的に無罪となったんですが最高裁の判決も自白の任意性については黙して語っていません。

3 平野母子殺害事件

今述べたような事件で、警察検察はずいぶんひどいことをすると感じた皆さんも、「それは昭和20年代の古い事件だからでしょう。まさか現在の捜査機関がそんなひどいことをするはずはないでしょう」と考えるかもしれません。しかし捜査機関の体質は現在もその頃と本質的には変わっていないと考えるべきです。そのことを端的に示す例として、平野母子殺害事件をご紹介します。事件は2002年1月に発生したのですから間違いなく21世紀の事件です。この順序として事案の概要と審理の経過を概観しておきましょう。

本件は、被告人が、被害者が居住するマンション内において、母子を殺害したと疑われて起訴された事件です。被害者のうちお母さんの方は、被告人の息子

(養子)の妻にあたる人で、もう一人はその子供です。以下被害者という時はお母さんを指します。

この事件で、検察官が、被告人の犯人性の立証上最も重視したのが、マンションの階段にあった灰皿、以下、階段灰皿と言いますが、階段灰皿からタバコの吸い殻が発見されてそれから被告人のDNAと一致するDNAが検出されたという事実です。被告人は、「被害者のマンションの所在も知らない。もちろん当日被害者方に行ったこともない」と供述していましたから、もしこの唾液検出の事実が正しければ被告人の弁解を根底から覆す決定的な意味を持つようにも思われます。現に差し戻し前の一、二審判決⁷⁾はこの事実を重視していずれも有罪判決を言い渡していました。

しかしながら上告審判決⁸⁾は一、二審判決を破棄して事件を第一審に差し戻したのです。上告審判決が重視したのは、被告人が一審以来、被害者夫婦に自分が使っていた携帯用灰皿を渡したことがあるので、階段灰皿から発見された吸い殻はその携帯用灰皿経由で被害者が捨てた可能性があるという反論をしていた点です。被告人が携帯用灰皿、以下、携帯灰皿と言いますが、これを被害者夫婦に渡したことは事実と認められました。その上、階段灰皿の中には被害者が吸っていたタバコと同銘柄の吸い殻が4本ありましたが、その吸い殻についてはDNA鑑定がされていなかったのです。上告審はこのような証拠状況からみて本件吸い殻が被告人によって階段灰皿に捨てられたのかどうかという、犯人性認定の上で最も重要な事実について審理が尽くされていない。つまり、被告人が階段灰皿に直接捨てたのか、携帯灰皿経由で被害者が捨てたのかということについて審理が尽くされていないとして差し戻したのです。これは逆に言えば、同じ階段灰皿から発見された吸い殻4本が被害者によって捨てられた可能性がないかどうか。つまり、吸い殻4本から被害者のDNAが検出されないかよく調べよ、と命じた趣旨であることが明らかです。

なお、上告審判決は差し戻しにあたって間接事実によって犯人を特定するためには被告人が犯人でないとしたならば合理的に説明できない、あるいは少なくとも説明が著しく困難である事実関係が必要であるが、一、二審判決が認定し

⁷⁾ 大阪地判平成17年8月3日判時1934号147頁および大阪高判平成18年12月15日判時2080号157頁。

⁸⁾ 最判平成22年4月27日刑集64巻3号233頁。

た間接事実にはそのようなものが含まれていない。十分な審理が尽くされていないとした点も注目されました。間接事実によって犯人を特定する場合についてした本決定の説示は、今回の日野町事件の再審開始決定⁹⁾でも援用されています。

私が最初に疑問に思ったのは、上告審判決は平成 22 年 4 月 27 日ですが、それから今回の控訴審判決¹⁰⁾が出るまでなぜ 7 年もかかってしまったのかということでした。上告審判決の趣旨からすると、差戻審での審理の焦点は、階段灰皿から発見された他の吸い殻から被害者の DNA が検出されないかどうかという点にほぼ搾られていました。もしそれが検出されれば、本件吸い殻は被害者が携帯灰皿経由で階段灰皿に投棄したという疑いがますます強まり、被告人の弁解を否定できなくなります。逆にそれが検出されなければ、本件吸い殻は被告人が自分で階段灰皿に投棄したものであり被告人は少なくともマンションの階段までは行っているということになります。そうすると「マンションの場所も知らない」という被告人の弁解は、明らかに虚偽だということになってしまいます。そうすると有罪判決の線も出る可能性があります。

しかし、いずれにしてもこのような争点に関する審理に 7 年間もかかるのは到底正常とは思われませんでした。私は吸い殻に関する審理はどうなったのかという疑問を抱きながら判決文を読み進めましたが、吸い殻問題はなかなか出てこないんです。終わり近くによく以下のような説明を発見しました。控訴審判決によると、要するに、階段灰皿から発見された被害者が吸っていたのと同じ銘柄の吸い殻は捜査機関が保管中に紛失したため DNA 鑑定ができなかった。だからこれが被害者により携帯灰皿経由で階段灰皿に捨てられた可能性を否定することはできないというものです。詳細はわかりませんが、とにかく上告審が差戻審における審理の焦点と位置づけたはずの争点について、結局何も審理されていないことがはっきりしました。

それでは、控訴審は一審判決¹¹⁾後 5 年もかけて一体何を審理したのか、私の疑問はますます深まりました。そこで私は一審判決を探し出して読んでみました。するとそれには吸い殻紛失の経緯についてまさに驚くべき事情が記載され

⁹⁾ 大津地決平成 30 年 7 月 11 日判時 2389 号 38 頁。

¹⁰⁾ 大阪高判平成 29 年 3 月 2 日判タ 1445 号 150 頁。

¹¹⁾ 大阪地判平成 24 年 3 月 15 日判時 2360 号 122 頁。

ていました。差戻後一審判決によると、検察官は差戻後一審における最初の打ち合わせで、「吸い殻は、差戻前の一審、最初に最高裁に行く前の段階ですね。この段階ですでになくなっていました。問題の吸殻の入った段ボール箱は、所轄の平野署で平成14年12月22日には存在していたが、同月25日午前11時頃にはなくなっていました。その後捜索を行ったがついに発見されなかった」と、こういう釈明をしたというのです。これは一体どうしたことでしょうか。本件は2名を殺害した重大な殺人事件です。現に検察官は被告人に死刑を求刑し、有罪と認めた差戻前一審判決は無期懲役を、控訴審は死刑を宣告しています。そういう重大事件について、最も重要な証拠物であるタバコの吸殻を警察が紛失するというようなことがあり得るのでしょうか。しかも紛失の態様は「ダンボールに入った証拠物が箱ごとなくなっていてその後の捜索でも発見できなかった」というのです。

それだけではありません。それは差戻前第一審当時すでに紛失していたというのです。この釈明内容がもし上告審段階で明らかにされていたとすれば上告審は、破棄差戻判決ではなく破棄無罪判決を言い渡したのではないのでしょうか。第一審判決、すなわち差戻後の第一審判決にもその趣旨の記載があります。そうであれば、上告審判決から今回の判決まで7年もの長期間被告人・弁護人が応戦を余儀なくされる必要はそもそもなかったのではないか。検察官はなぜこの点を差戻し前の審理で明らかにしなかったのでしょうか。私はその辺の事情をさらに知りたくなりました。

そこで主任弁護人である大阪の後藤真人弁護士に問い合わせました。これに対する回答が、私をさらに驚愕させました。回答によると弁護人は差戻前一審の段階から、検察官に対し繰り返し残りの吸殻を開示されたいと求めたそうです。検察官はその都度「開示の必要性なし」と回答し、裁判所はそれを容認して「開示を命じない」とする訴訟指揮をしたというのです。要するに検察官はあたかも吸い殻が手元にあるように装った上で開示の必要性なしと突っぱねて裁判所もこれを容認していたのです。裁判所の証拠開示に関する消極的な態度はもちろん責められるべきですが、検察官がこのような虚偽主張と言われても弁解できない主張をすることは絶対に許されてはなりません。それはどう考えても「公益の代表者」の行動ではありません。私が本件の審理経過を見て一番衝撃を受けたのは検察官のこの対応でした。検察官はそこまで裁判所や弁護人を欺き通すのか。まさに愚弄しているのではないかと思います。

また、警察は証拠物を本当に紛失したのでしょうか。検察官が釈明する紛失の経緯はどう考えても常識的ではありません。重要な証拠物の入った大きなダンボール箱が箱ごと警察署の中で忽然と姿を消す。その後の捜索によっても杳（よう）として行方が知れないと言うのは、まさに現代の怪談ではありませんか。そのような重要な証拠物を紛失した警察の関係者は一体どういう処分を受けたのでしょうか。もしかすると無罪の決定的証拠を隠滅したことで表彰されたのではないかと、ふとそんなことまで想像したくなる出来事です。警察や検察官にこのような違法不当な行動をされては不幸な冤罪を阻止することは容易でないと言うべきでしょう。警察がそういう不正な証拠の処理をしている事件は他にもたくさんあります。先日再審開始決定がされた日野町事件では、実況見分調書の写真を行きと帰りで入れ替えていました。帰りの段階で被告人が現場方向を指した写真を行きの段階でこちらの方向だというように、被告人が場所を知っているような実況見分調書を作っていたわけですね。それが今回、裁判所がネガを提出させたことによってそういうインチキが明らかになった。これも再審開始の大きな理由にされています。

IV おわりに・・・冤罪撲滅に必要な方策

いよいよ今日のお話も終わりですが、最後に、冤罪を減らすための方策について話します。冤罪は現在でも日々生産されていると見るべきです。過去の冤罪の汚名を晴らすためには、膨大なエネルギーと資力そして時間が必要です。たとえそのようにして再審無罪を勝ち取っても、その人が長期間服役させられたという事実自体を変えることはできません。しかも、その陰ではその何倍もの冤罪が生産されているので、冤罪で服役する人は増える一方です。

日弁連が再審の支援をしている事件は現在 14 件に及びますが、日弁連の支援費用は会員からの会費で賄われているために支援決定される事件は厳選せざるを得ません。そのため冤罪の疑いはあるが新証拠を獲得するのが難しそうだというような事件は支援の対象から外さざるを得ないのです。冤罪の根絶のためには、東住吉事件のように誰が考えてもおかした経緯が明らかになった事件についてその原因を徹底的に究明することは絶対に必要です。日弁連では誤判・冤

罪の原因究明のための第三者委員会を立ち上げるべきだとして、そういう提案をしているのですが裁判所も検察庁もなかなかこれに乗って来てくれません。裁判所にはもっと積極的になってほしいしマスコミを含めた世論を盛り上げることも必要であると思います。

そして、これが本当に最後ですが、冤罪撲滅にどうしても必要と私が考える方策を以下に述べます。

最初に、証拠の全面開示、最低限度全証拠リストの開示。二番目が身柄拘束期間の短縮、代用監獄の廃止。三番目に取り調べにおける弁護人立会い権の保障。四番目に取り調べの全過程の可視化。これは任意の取り調べや別件逮捕中の取調べについてもしなければいけません。しかもその方式は DF 方式。最低限度 EF 方式にすべきです。そして、検察官上訴権の廃止、最低限度、事実誤認を理由とする検察官上告の廃止、再審開始決定に対する即時抗告特別抗告の廃止も必要です。何十年もかけてようやく再審開始決定を得ても、検察官が抗告や特別抗告をすることによって請求人の救済はさらに大幅に遅れます。再審開始決定の後には再審公判というのがあるわけですから、不服がある場合には、検察官は再審公判で有罪を主張立証すればいいのだと思います。

そして一番大きな問題は裁判官の意識改革ですね。「一人としても冤罪は絶対に生んではならない」ということを裁判官全体がもっと真剣に考える必要があります。無罪判決をすると最高裁に睨まれるのではないかとか、そういう不利益な処遇を受けるのではないかというようなことを考える裁判官が結構いると言われています。そういうことは絶対やめなければなりません。皆さんの中で今後裁判官になる人がいるのであれば是非ともそんな情けない考え方にはならないで、「百万人といえども我行かん」という気概で当たっていただきたいと思います。

以上で私の話は終わります。何か質問があったらしてください。

V 質疑応答

質問者 1 : 公務員の人事評価について、なぜ捜査機関や裁判所は、誠実であることに対して人事的に評価するようなシステムを導入しないのでしょうか。

木谷先生：「誠実であること」を人事的に評価するのは、極めて難しいことです。

捜査機関というのは、犯罪を摘発して捜査するというのが仕事ですね。一定の見込みの下に、この人が犯人であることに間違いはないという方針を立てて、なにがなんでも自白させるんだという大きな意味での捜査方針が決まってしまうわけです。早い段階で。そうすると現場の取調官は、上司の命令に従って何が何でも自白をさせようと思って必死になるんですね。袴田さんの事件でも、今回の日野町の事件でも、被疑者が殴られたとか、色々な問題がでてきます。そういうことがどうしても起こってしまうんですね。官僚組織というものは、そういうものです。そして、「頑張って被疑者を自白させた」取調官は、誠実に職務を遂行したと見られてしまう訳で、そういう意味では、「誠実であることを人事的に評価するシステム」は、導入されているといえないことはないんです。

裁判官の場合は、その仕事が「誠実に」行われたかどうかの判断基準がいつも難しいですね。判決の内容について人事当局が評価することは、裁判官の独立問題とも関連して難しい問題を含んでいます。裁判官の場合は、判決内容について人事当局も介入できないシステムになっているのですから、さっき言ったように、個々の裁判官が「百万人といえども我行かん」という気概を持ちさえすれば、問題は解決するはずです。しかし、事実上難しい問題を含んでいることは否定できません。その辺については、後ほど、郷原先生から詳しくご説明くださると思います。

質問者2：取調べの可視化について、外国では、大部屋で取調べをすることにより、捜査官による被疑者・被告人への精神的肉体的な威圧行為を防ぐと伺いましたが、日本での取調べが“密室”であることにこだわる理由は何なのでしょう。

木谷先生：被疑者が否認しているような事件について大部屋で取り調べても真相に到達できないと、日本では考えられているんですね。なぜか。「そういうオープンな場所で取調べをしたのでは、被疑者が心を開いて本当のことを言わなくなる。」これが、取調官の理屈ですよ。そこでは取調官と被疑者が静かな部屋で色々な話をすることによって心を通わせ、初めて被疑者から真実を引き出すことができると言われています。取調官が「お前の気持ちはよく分かるんだ。け

れども、被害者がとんでもないことになっているのだから本当のことを言えよ」と優しく語りかけて、そして最後は被疑者が悔悛して、真実を述べる。これが、日本の世界に冠たる取調べの方法である。そういう風に言うんですよ。外国では、みんな否認して、真犯人が逃げてしまっているではないか。だから治安が悪いんだと。日本みたいに真犯人を捕まえて、99.9%も有罪にしている国は他にないではないかと。なぜそんな治安の悪い外国のやり方を真似しなければいけないんだと。これが警察の言い分です。ですから、密室取調べもそういうことにつながるわけですね。ですけれども、その一方で、取調官と被疑者というのは圧倒的な力の差がありますよ。一方は拘束されて、尋問されているわけですからね。そのようなところで、いくら取調官が心を開いて色々な話をしたって、対等な対話ができるはずがないんです。また、密室内の取調べでは、取調官がどんなにひどい取調べをしても、先ほど話したように、そういう取調べが行われたという事実が裁判所に認定されないことにもなります。そういうところがやはり根本的に間違っているんですね。そういうところは改めていかなければいけないんですが、なかなか密室取調べをやめさせることは、難しいですね。

質問者3：取調べの可視化について、本来の立法趣旨・制度趣旨は、可視化によって任意性に疑いのある自白を減らすことであると思うのですが、今市事件でのビデオの用いられ方はそういう趣旨に則したのではなく、むしろ被告人の自白をより裏付けるような使われ方をされていて違和感がありました。趣旨とは大きく外れた運用がなぜできてしまったのでしょうか。

木谷先生：よく勉強していますね。確かに、今市事件はその悪い面が端的に出ってしまったんです。あの事件では、ビデオを録画する前に百何十時間もの取調べがあるわけですよ。その間の状況は録画しないでおいて、いよいよ自白したという段階から撮っているわけですね。そういうような使い方をされたら、この本来の取り調べの可視化の意味から大きく外れるんです。

もともと捜査側は、取調べの録画っていうのは絶対反対だったんですね。さっき言ったように色んなひどいことを言ったりしたりしたことがみんなバレてしまうから。ですから、いよいよ可視化に応じざるを得なくなった最終段階でも、可視化される場面をできるだけ減らそうとして、事件の範囲を絞る、取調べの段

階も絞るというふうにしたんです。最終的に取調べの可視化が制度化されることになっても、間隙を縫って、それを何とかして自分たちに有利な方法で活用しようとしたんですね。それでああいう形になってしまった。

今市事件について、東京高裁は、自白の信用性を否定することを前提に、予備的訴因の追加を勧告しましたね。この訴訟指揮も全くおかしいですよ。あんな訴訟指揮は絶対にすべきじゃないです。ちょっと今質問から外れてしまいますけれど。起訴されたのは死体発見現場（遺棄現場）での殺害ですからね。それで、そういう訴因に基づいて裁判員裁判をしたわけです。そして、裁判員裁判は自白が信用できるとしてその現場での殺害遺棄を認めた。それを高裁が、「それは認められない。けれども、どこかで殺してきてあそこに棄てたんだ」という事実を認定しようとしているわけです。しかし、そういう訴因については、裁判員は判断していないんです。裁判員裁判を導入しながら、裁判員が判断してない事実を高裁が直接認定するというのは、裁判員制度を根幹から崩壊させるやり方じゃないか。私はそう思っていますね。だから8月に判決があるらしいですが、その点に私は大いに注目しています。そのような訴因を追加させることに、どこにそんな必要があったのか。私は全然理解できません。

質問は、「今市事件において、取調べ可視化が、制度の趣旨から大きく外れた利用がされたのはなぜか」ということでしたが、その答えは①「そういう運用が可能になるような中途半端な制度だったこと」、②「そして、裁判所が制度の趣旨を十分に理解していなかったこと」の2点であると思います。

質問者4：弁護人の取調立会権について、どうすれば認められる方向へ進むのでしょうか。

木谷先生：それはやはり、もっと国民の理解を深めて、そしてマスコミを含めて世論を盛り上げなくてはダメでしょうね。取調べの可視化も、警察・検察官は「絶対反対」だったんですけれども、最終的に、部分的ながら採用されたわけですね。それは、先ほど言いました郵便不正事件で、あんな不正が行われたことから、「こんな裁判のやり方でいいのか」という世論が大きく沸き起こりました。そういう機会を捉えた結果、ようやくあそこまでやれたんですね。だけど、そこで終わってしまった。本当に、法務、検察当局はしたたかで、簡単には行かない。

そもそも、ああいう大きな法改正をするにはね、必ず法制審議会というものを作ってやるんです。そして、法制審議会の委員に誰を任命するかというのは、法務省が決めるんです。ですから、この前も江川紹子さんですとか周防正行監督とか、非常に被告人側に立つリベラルな知識人を入れているんですけど、最終的に採決しようと思うとやはり、官側の、法務、検察側の人の方が多いんですよ。そういうときに色々議論をさせて、ある程度は譲ったような形を作りながら、最終的には彼らの意見の通りになってしまうんですね。その辺がどうしていいのか私には分かりません。日本の法制度はそういう重大な問題を抱えているんです。

質問者 5 : 取調べの可視化について、任意捜査でも可視化をするべきだとして、現実的には、どういった時間的範囲・方法によって運用するべきなのでしょう。

木谷先生 : 取調べである以上、全部録画すべきなんですよ。もっとも、被疑者の取調べがどの段階で始まったと見るかは難しい問題です。本当は、取調べ室での取調べ以前の段階から可視化できれば良いんですけども、それは事実上難しいでしょう。しかし、取調べ室で取調べというものはあるわけですから、その段階ははっきりしますから、最低限その段階以降はすべて可視化すべきです。それで十分かと言われると決して十分ではないんです。例えば、房から取調べ室に連れていく段階で、色々なことを言って本人に納得させてしまったりとか、そういうことも可能ですし。実況見分の立会いに行く途中の車の中で色々なことを言ってしまったりとか。それも本当は可視化すべきなんですよ。事実上難しいです。しかし、最低限度、取調べ室でする取調べは、それが任意捜査であるか強制捜査であるかにかかわらず、全部可視化すべきだというのが、私の意見です。

質問者 6 : では、例えば、現場では、被疑者が警察官に何か言われたときに、自分で自由に録画、録音をしてもよいとすることは可能なのでしょうか。今現在、警察官はやろうとすると止めに入ると思うのですが、これを全面的に認めて、パトカーに入った瞬間から取調べ室に行くまでの間については、法律に則って、これを全て録画・録音するような制度にはできないのでしょうか。

木谷先生：「取調官が可視化しない場合に、被疑者が自分で録音する」というのは、一つのアイデアです。被疑者にそれをさせないという権利は取調官にはないはずで、任意の取調べについて、被疑者がひそかに自分で録音したケースは現にありま

質問者7：裁判官の処遇について、地裁の裁判官は、無罪判決を下すことで不利益処遇を受けると感じ萎縮するといいますが、実際、裁判官が無罪判決を下すと不利益処遇を受けるといのは真実なのでしょうか。

木谷先生：微妙な問題です。無罪判決というのは、控訴されると控訴審で破棄される確率が非常に高いです。有罪判決に対し被告人から控訴をされても、まず破られることはないんですけども、検事が控訴をすると、高裁は得てして破棄します。被告人の控訴の場合の7倍ぐらいの割合で破棄します。だから、無罪判決はよほどしっかり書かないと、検事に控訴されて破棄されちゃうんですよ。そして、制度上は、地裁よりは高裁の方が正しいことやっているという前提ですから、破棄される判決を沢山書く判事は、「間違った判決ばかり書いている」というように見られかねません。そういう意味で、無罪判決をしたことが結果として不利益な処分に結び付く、ということは十分あり得ます。

高裁に破棄されないような完璧な判決を書くというのは、なかなか大変なんです。実際問題として。普通に有罪判決を書いている事件の十倍二十倍も労力をかけなければ書けない。そして、自分なりに書いたと思っても、上で破られることもある。そういうことになっていますと、最初は真面目に無罪判決を書いていた裁判官も、だんだん途中で阿保らしくなってしまうんですね。それで、自分では無罪と思って無罪を判決しても、高裁からこれは有罪だと言われたりすると、「ああそうなんですか。その程度で有罪にしているんですか。じゃあこれからそうします。」と「そのほうがよっぽど楽ですからそうします。」とこういう風になってしまう場合もあるんですね。破棄されない無罪判決を書くということは、なかなか大変なことなんです。そして、そういう大変な作業をしてでも頑張るという気概を持ち続けるということも大変なことです。

無罪判決と不利益処遇の関係については、先ほど言ったように、破棄されてばかりいると、これは不利益処遇をされても弁解できませんよね。

ただ、私の周囲にいた裁判官を詳しく見てみると、大変有能な裁判官が、ある無罪判決を境に任地の上で明らかに不利益な扱いを受けている例がないとは言えません。「不利益処遇を受けるのが真実か」という質問に対する答えは、「必ず不利益を受けるとは限らないが、そのような処遇を受ける可能性はある」ということになるだろうと思います。

質問者 8：冤罪について、「冤罪は絶対に許されないものであるため、ゼロにするにはどうすれば良いのか」ということを一番に考えるべきなのでしょうか。それとも、「人が人を裁く以上、冤罪は生まれてしまうものである」と認めて、その上で対応策を考えるべきなのでしょうか。

木谷先生：人間は神様ではないから必ず誤りを犯すと思います。どんなに優れた人でも誤りを犯すという前提から出発しないといけないと思います。私は、非常に有名な、私に言わせれば熟慮断行型の立派な裁判官が、やはりおかしな判決をしている例を知っています。ですから、冤罪を完全にゼロにするのは難しい。ただ、ゼロに近づけなければならない。そして、そのために再審制度というものがあるのだから、再審はもっと活用しなければいけない。そう思いますね。ですが、それで完璧にできるかといったら、人間は神様ではありませんから、ヒューマンエラーというものは必ず起こります。そこはもう諦めるしかないですね。だからこそ、死刑判決は問題があるんです。どんなことがあっても絶対に間違いのない判決はありえないわけですから、それで人を殺してしまってもいいはずがありません。

質問に対する答えは、「冤罪をゼロにするための方策をまず考えるべきだが、しかし、それは完全にはできないことであるという前提で、並行して次善の策を講じるべきである」ということになります。

質問者 9：再審について、日本では再審開始の決定についてかなりハードルが高いように思うのですが、木谷先生はどう思われますか。

木谷先生：全く同じ意見です。法律の規定は「無罪を言い渡すべき明らかな証拠」となっていて、規定そのまま読むと、新しい証拠で、この人が犯人ではないことがはっきりしたというような場合でなければ再審を開始すべきではないと。そういう風に読めてしまいます。疑わしいだけではダメだと。ですから、従来はずっと、「疑わしきは確定判決の利益に」という考え方で運用してきたんですね。昭和50年の白鳥決定が出されて、再審段階でも「疑わしきは被告人の利益に」と刑事裁判の鉄則は適用される、そして、新証拠と旧証拠を総合して、その上で合理的な疑いが残れば再審を開始すべきだということになりました。これは画期的な判例です。このような判例が出て、その次に、財田川決定が出ましたね。それで再審の段階についてはかなりハードルが低くなったはずなんですが、実際の最近の運用を見てみると、これらの判例の趣旨が生かされていないんです。よっぽど明らかな場合、DNA鑑定で別人だということがはっきりしたような場合は、これは認めます。検事もすぐ手をあげるんですけども、そうではなくて、今度の日野町にしろ、袴田にしろ、ああいう事件になると、検事は徹底的に争います。それで、それにつられて再審を棄却してしまう裁判所もかなりある。法と判例の趣旨を、もっと正確に実際の実務で生かしていけば、昔と比べれば随分ハードルは下がったはずなのですが、まだまだ高い、実際にはね。おっしゃる通りです。

VI 法曹を目指す学生へのメッセージ

今日、この会場に足を運ばれた皆さんは、冤罪の問題に強い関心を持っておられて、現段階では非常に将来有能な法曹になってくれるだろうと、期待しています。ただですね、現実の実務に就いてみますと、尊敬できる先輩、それはいますよ、いますけれども、必ずしも多くありません。そして実際の、普通の実務のやり方に慣れてしまうと、先程言ったように簡単に「有罪にしとけば良いんだ」という考え方になりやすい。また弁護人としても、苦勞して無罪の主張を本気になってやるというのは金銭的に全然割に合わないのですから、そういうことはなかなかやりたくないという気持ちになってしまいがちです。最初は青雲の志を抱いて法曹になった人も、何年かするうちに本当にダメになってしまう場合が

結構ある。私としては、皆さんに、“初心忘るべからず”という言葉を肝に銘じて頂きたいと思います。以上です。